

産業廃棄物処分業許可証

住所 北海道釧路郡釧路町中央三丁目50番地
氏名 釧路衛星株式会社
代表取締役 斎藤 剛史

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事 鈴木 直道

許可の年月日 令和6年(2024年)4月12日
許可の有効年月日 令和11年(2029年)3月13日



1. 事業の範囲

埋立(廃プラスチック類(おおむね15cm以下に破碎し、切断し若しくは熔融設備を用いて熔融加工したものに限る。ただし、自動車等破碎物(自動車(原動機付自転車を含む。))若しくは電気機械器具又はこれらのものの一部(自動車の窓ガラス、自動車のバンパー(プラスチック又は金属から成る部分に限る。))及び自動車のタイヤを除く。))の破碎に伴って生じたものをいう。以下同じ。)、廃プリント配線板(鉛を含むはんだが使用されているものに限る。以下同じ。))、廃容器包装(固形状又は液状の物の容器又は包装であって、不要であるもの(有害物質又は有機性の物質が付着及び混入しているもの。))以下同じ。))及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。))、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(ただし、自動車等破碎物、廃プラウン管(側面部)、廃石膏ボード、廃容器包装及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。))、がれき類、以上、石綿含有産業廃棄物を含む。、金属くず(ただし、自動車等破碎物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるもの、廃容器包装及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。))

RPFの製造(圧縮・成型(廃プラスチック類、紙くず、木くず))

破碎・選別(廃プラスチック類、紙くず、木くず)

破碎(廃プラスチック類、木くず)

圧縮・梱包(廃プラスチック類、紙くず、金属くず)

以下余白。

2. 事業の用に供するすべての施設

施設の種類 安定型最終処分場

設置場所 釧路郡釧路町宇達古武110番1
設置年月日 平成5年11月19日
処理能力 3,499.18m³ 6,316m³
許可年月日 平成4年6月15日
許可番号 衛施第12-27号

施設の種類 RPFの製造施設

設置場所 釧路市星が浦南3丁目1番9号
設置年月日 平成18年4月30日
処理能力 4.8t/日(8時間) 0.6t/時間

施設の種類 廃プラスチック類、紙くず、金属くずの圧縮・梱包施設

設置場所 釧路市星が浦南3丁目1番9号
設置年月日 平成26年8月7日
処理能力
(廃プラスチック類)
7.12t/日(8時間) 0.89t/時間
(紙くず)
8.16t/日(8時間) 1.02t/時間
(金属くず)
25.92t/日(8時間) 3.24t/時間

施設の種類 廃プラスチック類、木くずの破碎施設

設置場所 釧路市星が浦南3丁目1番9号
設置年月日 平成23年3月18日
処理能力 4.4t/日(8時間) 0.55t/時間

施設の種類 保管場所1

設置場所 釧路市星が浦南3丁目1番9号
種類 廃プラスチック類
面積 27.2m²
保管上限 24.0m³

施設の種類 保管場所2

設置場所 釧路市星が浦南3丁目1番9号
種類 紙くず
面積 27.2m²
保管上限 24.0m³

施設の種類 保管場所3

設置場所 釧路市星が浦南3丁目1番9号
種類 木くず
面積 29.6m²
保管上限 24.0m³

(第2面)
産業廃棄物処分業許可証

許可番号 第00140004833号
許可業者の名称 釧路衛星株式会社

施設の種類 保管場所4
設置場所 釧路市星が浦南3丁目1番9号
種類 廃プラスチック類
面積 48.6㎡
保管上限 36.5㎡

施設の種類 保管場所6
設置場所 釧路市星が浦南3丁目1番9号
種類 金属くず
面積 19.0㎡
保管上限 16.2㎡

施設の種類 保管場所5
設置場所 釧路市星が浦南3丁目1番9号
種類 廃プラスチック類
面積 48.6㎡
保管上限 54.7㎡

施設の種類 保管場所7
設置場所 釧路市星が浦南3丁目1番9号
種類 廃プラスチック類
面積 100㎡
保管上限 83.3㎡

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成11年(1999年)	3月14日	許可の更新
平成15年(2003年)	5月15日	変更許可(溶融(廃プラスチック類)の追加。)
平成16年(2004年)	3月14日	許可の更新
平成18年(2006年)	7月31日	変更許可(RPFの製造(圧縮・成型(廃プラスチック類、紙くず、木くず)、破碎・選別(廃プラスチック類、紙くず、木くず))の追加。)
平成20年(2008年)	6月19日	事業の一部廃止届出(溶融(廃プラスチック類)の削除。)
平成21年(2009年)	3月14日	許可の更新
平成23年(2011年)	4月26日	変更許可(破碎(廃プラスチック類、木くず)の追加。)
平成26年(2014年)	3月14日	許可の更新
平成26年(2014年)	9月27日	変更許可(圧縮・梱包(廃プラスチック類、紙くず、金属くず)の追加。)
平成29年(2017年)	10月1日	施行令改正(水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。)
平成31年(2019年)	3月14日	許可の更新
令和6年(2024年)	4月12日	許可の更新

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有・(無)

令和6年(2024年)4月11日許可証交付(釧路総合振興局)